

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年6月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をいたしますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：10 国名：ホンジュラス 担当：ホンジュラス事務所
案件名：地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（生活改善・村落開発）

1 今回契約予定のコンサルタント
生活改善・村落開発 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年7月中旬から2014年10月中旬まで
業務予定期間(日数) 準備期間 第1次現地派遣 国内作業 第2次現地派遣 整理期間 M/M
生活改善・村落開発 3 21 2 28 2 1.98
(現地：1.63M/M、国内：0.35M/M)

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：6月26日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：生活改善・村落開発 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：スペイン語(語学は認定書(写)を添付してください。)
対象国/地域：ホンジュラス/中南米
類似業務：生活改善及び住民参加型村落開発活動に係る各種業務

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ホンジュラス国では、現口政権の下で、地方分権を通じた地域開発を促進している。ホンジュラス国の地方分権化は、1990年10月に施行された「地方自治体法」によって推進され、2004年には市(ホンジュラス国では市が最小行政単位で全国18県に298市が存在)に地域社会開発事業の計画・実施・管理を委任する「プロジェクトサイクル地方委任事業(DOCP)」が開始された。しかし、ホンジュラス国の市のほとんどは組織や人材面で脆弱な小規模な自治体であり、行政能力が低い、分権化に伴って委譲される権限や資金を地域開発に十分に活かしていない。

これまで中央政府等が担ってきた多くの地域開発事業(給水、農村電化等の小規模社会インフラ事業)の実施をそれぞれの市が担うことになり、そのために必要な予算が中央から市へ配分される中で、JICAは2006年9月から2010年10月まで「西部地域・開発能力強化プロジェクト」(以下、FOCALプロジェクト)をホンジュラス国西部地域にある10市を対象として実施した。FOCALプロジェクトでは、市が中央から移転される交付金などの資金を適正な形で活用し、地域住民のニーズに即した行政サービスを提供するために、計画策定段階から住民の主体的な参画を確保しつつ実施する手法(以下、FOCALプロセス)を開発し、対象10市で同手法を試験的に実施した。このFOCALプロセスにおける中核的な役割を担ったのが、対象10市が構成市となり、一部運営資金も拠出しているイギー市連合会(市連合会=マンコムニダ。全国に45存在。以下、MC)であり、FOCALプロジェクトは、構成市に対する持続的な技術支援を提供する役割を担うイギー市MCの組織や人材の能力強化を支援してきた。

FOCALプロセスは、1)住民参加型センサス統計調査(市、コミュニティ(村落・集落)の人口動態、居住環境、社会経済に関する家計、世帯調査実施とベースライン指標作成)、2)コミュニティ開発計画(PDC)の策定、3)市開発計画(PDM)策定及び年次業務計画・予算(POA)編成、4)小規模開発事業の形成、実施及び運営・維持管理の4つのコンポーネントで構成されており、地方開発のための地方分権化と市の能力強化を推進するための有効な手段としてホンジュラス国政府に高く評価された。JICAは、このFOCALプロセスを全国的に展開するため、2011年10月から2016年11月までの5年間の予定で、地方分権化・地方開発の計画立案・調整を担う内務・国民省(以下、SEIP)をカウンターパート(C/P)機関として、「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」(以下、FOCAL2プロジェクト)を開

始した。FOCAL2プロジェクトにおいては、SEIPから技術指導を受けたMCを通じてFOCALプロセスを市に普及し、MCの市に対する技術サービス提供体制を整備・強化することにより、市自らが住民参加のもと、地域開発事業を持続的かつ主体的に計画・実施できるようになることを目指している。

現在、長期専門家2名（チーフアドバイザー/地方行政、業務調整/自治体間連携）及び短期専門家1名（地域開発/参加型事業計画策定・実施促進）が派遣されており、また、2012年度末までに合計4名の短期専門家（1.生活改善/村落開発、2.能力開発/評価、3.研修計画/モニタリング強化、4.地域開発/参加型事業計画策定及び実施促進）が派遣された。また、SEIPは、プロジェクト専任のC/P職員を関係4局（地方開発局、地方自治体強化局、市民参加局、県政調整支援局）から合計8名配置し、これらC/P職員が実施する現地研修や巡回指導のために必要な経費（旅費、宿泊費）を捻出するなど、プロジェクトに対して積極的に取り組んでいる。

FOCALプロジェクトが小規模インフラ整備事業に特化したことに対し、FOCAL2プロジェクトではより広範なコミュニティのニーズに応える地域開発事業を展開するため、生活改善、生計向上等に資する事業も支援しており、コミュニティレベルでのPDC作成及び実施のプロセスに生活改善アプローチを取り入れ、世帯レベルからのより持続的な地域開発を促進している。このため、2011年度に約1ヶ月間及び2012年度に約2ヶ月間、生活改善・村落開発専門家を派遣し、ホンジュラス国における生活改善の現状と課題を取り纏めたほか、同専門家からSEIPやMC、市政府開発担当者に対しPDC策定プロセスの中に生活改善アプローチを取り入れるための村落活動計画や研修資料の作成支援を行った。この結果、現在までに10市、263コミュニティにおいて生活改善アプローチを適用したPDCが策定されている。

本専門家は、これら10市、263コミュニティにおいて作成された生活改善アプローチを適用したPDCに基づき、コミュニティレベルで展開される生活改善・村落開発活動を支援するMC及び市職員の活動を確認し、より効果的な生活改善・村落開発活動を展開するため、MC及び市職員を対象に住民の参画促進、コミュニケーション方法、計画策定・実施手法を指導することが求められている。この他、コミュニティレベルでの生活改善・村落開発活動に係るグッドプラクティスを分析・集約し、他のMCや自治体が共有できる資料を作成することや、MCや市に対し、生活改善・村落開発活動がより持続的に展開できるようになるための体制作りに係る支援を行うことが求められている。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、C/P及び関係機関（MC、市等）に対し、コミュニティレベルで展開される生活改善・村落開発活動の効果的な展開を支援するため、住民の参画促進、コミュニケーション方法、計画策定・実施手法等の指導を行う。このため、現時点においてコミュニティレベルにおける生活改善・村落開発活動が積極的に展開されているサンタ・バルバラ県のMC(MUNASBAR)に所属する各市コミュニティ（8コミュニティ程度）を訪問し、住民グループの活動を確認しながらC/P及び関係機関への指導を行う。また、コミュニティレベルでの当該活動に係るグッドプラクティスを分析・集約し、他のMCや自治体が共有できる資料を作成するとともに、MCや市に対する当該活動の持続的な展開のための体制作りへの助言・指導を行う。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

[生活改善・村落開発]

(1) 国内準備期間(2013年7月中旬)

ア FOCAL2プロジェクトに関する報告書、関係資料を確認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

イ 現地派遣に係る業務計画書(和文・西文)を作成し、メール等を通じてホンジュラス事務所及び産業開発・公共政策部へ提出、説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2013年7月中旬～8月上旬)

ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICAホンジュラス事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ コミュニティの生活改善・村落開発活動をC/P及び関係機関（MC、市職員等）とともに確認し、活動の問題点や課題、グッドプラクティスなどを抽出する。

ウ コミュニティへの継続的なフォローアップ支援が実施できるようにC/P及び関係機関に対して助言・指導を行う。

エ C/Pやプロジェクト専門家等と協議の上、現地派遣期間終了後にC/P等がフォローすべき事項や活動内容について確認する。

オ 現地業務結果報告書（和文・西文）を作成し、JICAホンジュラス事務所へ提出する。

(3) 国内作業期間(2013年8月上旬)

ア 現地業務結果報告書に基づき、派遣期間中の活動の実績及び進捗につき、JICA産業開発・公共政策部に報告する。

イ 次期現地派遣期間の業務計画を見直し、変更点を明確にした業務計画書（和文、西文）をホンジュラス事務所及びJICA産業開発・公共政策部に提出し、説明を行う。

(4) 第2次現地派遣期間(2013年9月中旬～10月中旬)

ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICAホンジュラス事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ コミュニティの活動の進捗状況をC/Pとともに確認し、4つのステップを踏んだコミュニティ活動計画（PDC）の実施方法が正確に適用されてきたかなど、住民の生活改善・村落開発活動やC/P及び関係機関の支援方法の評価を行う。

ウ コミュニティ活動実施のために作成されたマニュアル（ツール・事例集）の汎用性、適用性などにつき、C/P、関係機関、及び住民にインタビューを行い、改善点などを集約し必要に応じてマニュアルの修正をC/Pとともに進行。

エ コミュニティでのグッドプラクティスや知見について、生活改善及びコミュニティの能力強化の観点から分析

し、資料として取り纏める。

オ MC (MUNASBARを想定)において、PDCのフォローのためのMC及び各市での支援体制の整備や予算と人材の確保のための助言・指導をMC及び市に行う。

カ 現地業務完了に際し、現地派遣での活動成果及び今後プロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書(和文、西文)として取りまとめ、C/P及びJICAホンジュラス事務所に報告、提出する。

(5) 帰国後整理期間(2013年10月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)のホンジュラス事務所及びJICA産業開発・公共政策部への提出及び報告を行う。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書(全体及び第2次)

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)

西文2部 (C/P機関、JICAホンジュラス事務所)

(2) 現地業務結果報告書(第1次、第2次)

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)

西文2部 (C/P機関、JICAホンジュラス事務所)

* なお、コミュニティで確認。分析したグットプラクティスや知見を資料として添付すること。

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路: 東京 テグシガルバ(標準)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針および業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融課(TEL:03-5226-6919)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

安全対策等: 本専門家の活動対象地域には、外務省渡航情報における「渡航の是非を検討してください」地域が含まれるところ、JICAホンジュラス事務所に対し、コンサルタント所属会社の緊急連絡体制の他、現地での安全対策、保険付保などの備えについても情報を提供すること。